

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）				
地区名	ろくごう 六号地区				
事業箇所	たはら にしやま 田原市西山町				
事業のあらまし	<p>本事業の対象地域は、田原市の西部に位置し、渥美半島先端部の流域面積 409.6ha の農業地域である。</p> <p>本地域の雨水等の排水については、1974年から1981年に県営たん水防除事業伊良湖地区で造成された六号排水路に流入し、下流の渥美第6排水機場により豊島導水路に排水された後、渥美第4排水機場により三河湾へ排水されているが、流域開発による降雨流出量の増加などによる六号排水路の能力不足により、豪雨時にはしばしば湛水被害が発生する状況となっている。</p> <p>こうしたことから、2016年度より本事業を実施し、設置から40年以上経過し排水能力が不足している六号排水路を改修している。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>老朽化した六号排水路を改修し、流域内の湛水被害を未然に防止することにより、地域住民の安全・安心を確保するとともに、農業経営の安定を図る。</p> <p>（計画基準雨量：322.3mm/3日 1/20年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時（2016）	再評価時（2020）	変動要因の分析	
	事業期間	2016～2021	2016～2024	地元調整による延長	
	事業費（億円）	8.8	9.7		
	経費内訳	工事費	7.1	7.5	精査による増
		用補費	0.1	0.1	
		その他	1.6	2.1	精査による増
事業内容	排水路工 L=2,863m	排水路工 L=2,863m			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>流域開発による降雨流出量の増加などによる六号排水路の能力不足により排水状況が悪化し、湛水被害が生じていることから、早急に改修し、排水能力を向上する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>地域の排水機能を向上させるためには六号排水路の改修が必要であり、排水路の能力不足は解消されていないため、早急に施設の改修が必要な状況は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>地区の排水能力不足は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>地域の排水能力の不足は解消されておらず、早急に施設の整備が必要な状況は継続しているため。</p>			

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計
工種 区分	調査・設計	←									→
	用地補償			←							→
	工事										
	・排水路工			←							→
事業費 (億円)	事前評価①	6.9				1.9					8.8
	実績②	3.4									
	今回計画③	3.4						6.3			9.7

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷ ①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷ ③】
延長(km)	2.2	0.3	13.6	2.86	10.1
事業費(億円)	6.9	3.4	49.3	9.7	35.1
工事費	5.6	2.4	42.9	7.5	32.0
用補費	0.1	0.1	100.0	0.1	100.0
その他	1.2	0.9	75.0	2.1	42.9

【施工済みの内容】

排水路工 291m

2) 未着手又は長期化の理由

事業期間中における工事用搬入路について農地に仮設道路を設置する必要があり、地元と調整した結果、農地の作付計画を考慮し、毎年の施工可能範囲が当初計画より減少したため、事業が遅延している。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

なし

【今後の見込み】

今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
 ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 ○これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

事業期間を延長したことにより、計画通りの完成が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針

継続

中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業後の湛水被害の有無を確認

※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。ただし、事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。